

人事院勧告	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	官民較差	0.09	0.00	0.00	0.23	0.96
一般職給与平均改定率	0.10	0.00	0.00	0.30	1.10	

※ 米子市においては、令和4年度まで上記人事院勧告どおりの改定を実施

特別職の国家公務員の俸給月額の変定状況

施行日	適用日	改定率 又は改定額	改定後の額（円）				備考
			内閣総理大臣	国务大臣等	副大臣等	大臣政務官等	
H18.4.1	H18.4.1		2,071,000	1,512,000	1,448,000	1,235,000	
H21.12.1	H21.12.1	-0.3%	2,065,000	1,507,000	1,444,000	1,231,000	一般職の指定職職員に準じて引下げ
H22.12.1	H22.12.1	-0.2%	2,060,000	1,503,000	1,441,000	1,228,000	一般職の指定職職員に準じて引下げ
H24.3.1	H24.3.1	-0.5%	2,050,000	1,495,000	1,434,000	1,222,000	一般職の指定職職員に準じて引下げ
H27.4.1	H27.4.1	-2.0%	2,009,000	1,465,000	1,405,000	1,198,000	給与制度の総合的見直しに伴い、一般職の指定職職員に準じて引下げ
H28.1.26	H27.4.1	+1,000円	2,010,000	1,466,000	1,406,000	1,199,000	一般職の指定職職員に準じて引上げ
現在			↓	↓	↓	↓	令和5年人事院勧告において、一般職の指定職俸給表は0.3%引上げ

国会議員の歳費月額の変定状況

施行日	適用日	改定率 又は改定額	改定後の額（円）			備考
			議長	副議長	議員	
H18.4.1	H18.4.1		2,182,000	1,593,000	1,301,000	
H21.12.1	H21.12.1	-0.3%	2,175,000	1,588,000	1,297,000	特別職の職員に準じて引下げ
H22.12.1	H22.12.1	-0.2%	2,170,000	1,584,000	1,294,000	特別職の職員に準じて引下げ
現在			↓	↓	↓	

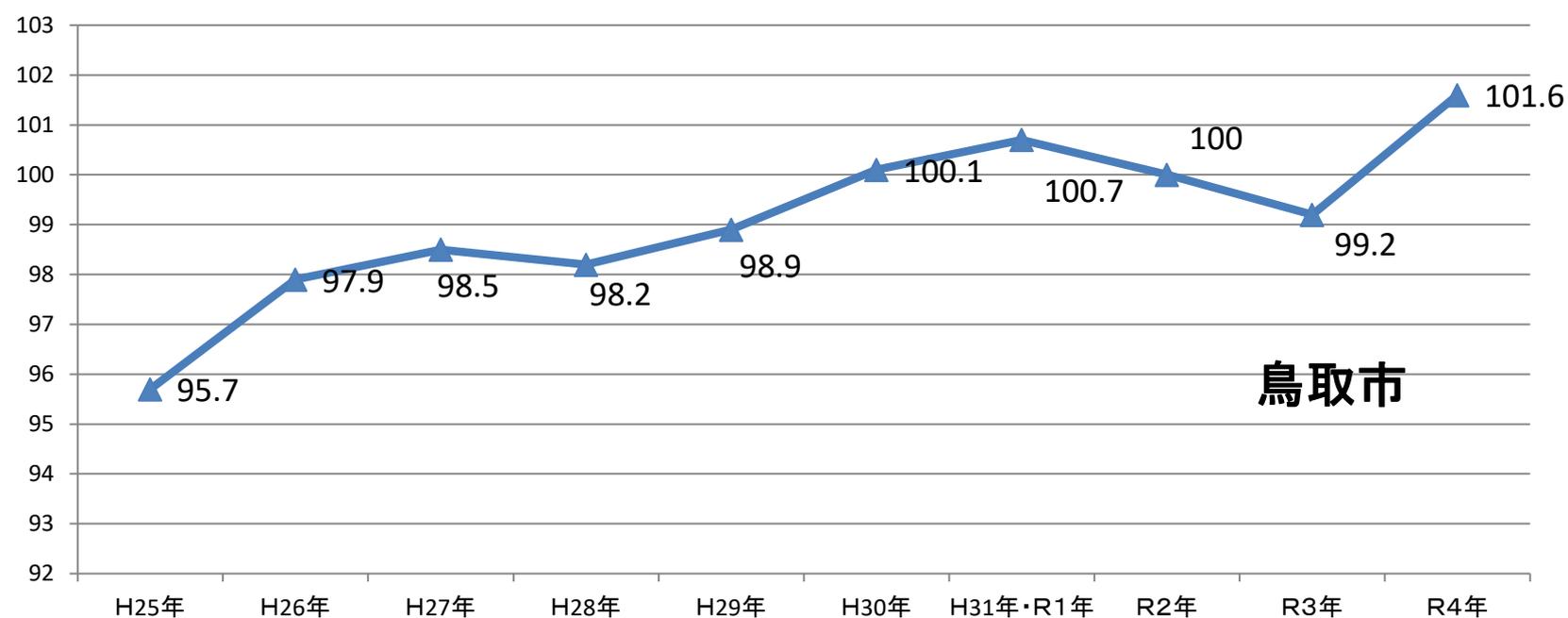
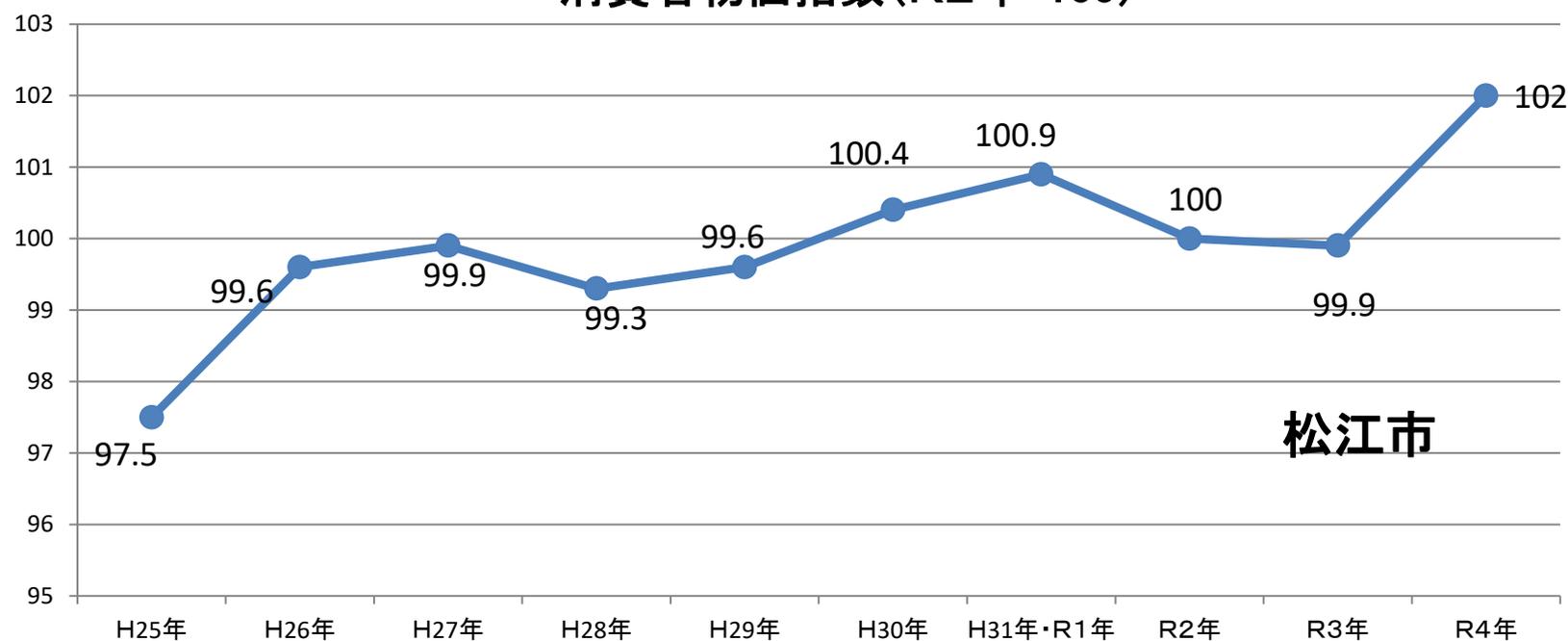
消費者物価指数

資料参照元:総務省統計局

年月	消費者物価指数(R2=100)(生鮮食品を除く総合)					R5年平均 (1月~9月)	R5年 1月	R5年 2月	R5年 3月	R5年 4月	R5年 5月	R5年 6月	R5年 7月	R5年 8月	R5年 9月
	松江市	対前年比	鳥取市	対前年比	全国										
H25年	97.5	0.5	95.7	0.3	95.5										
H26年	99.6	2.2	97.9	2.3	98										
H27年	99.9	0.2	98.5	0.6	98.5										
H28年	99.3	▲ 0.5	98.2	▲ 0.3	98.2										
H29年	99.6	0.2	98.9	0.7	98.7										
H30年	100.4	0.9	100.1	1.2	99.5										
H31年・R1年	100.9	0.4	100.7	0.6	100.2										
R2年	100	▲ 0.9	100	▲ 0.7	100										
R3年	99.9	▲ 0.1	99.2	▲ 0.8	99.8										
R4年	102	0.2	101.6	2.4	102.1										

※消費者物価指数は年平均値を参照

消費者物価指数(R2年=100)



令和4年度決算の状況

総務部財政課

歳出では、教育費において、啓成小学校整備事業や福米西小学校屋内運動場等整備事業の増により、1,986百万円の大幅な増となった一方、民生費において、市県民税非課税世帯等臨時特別給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付金事業等により3,529百万円の大幅な減、公債費においては、繰上償還の減により436百万円の減、商工費においては、商工業振興資金貸付事業の減により、425百万円の減となったことを受け、歳出全体では、2.9%(2,347百万円)の減となった。なお、令和2年度及び令和3年度に引き続き、令和4年度においてもコロナ対策を実施したことから、対令和元年度比較では、10,532百万円の増となっている。

歳入では、一般財源について、地方特例交付金67.8%(344百万円)の減、地方譲与税5.8%(24百万円)の減があったものの、地方税3.5%(647百万円)の増や各種交付金1.4%(59百万円)、地方交付税1.8%(191百万円)の増等があり、全体で1.5%(529百万円)の増となった。また、歳入全体では、臨時財政対策債71.9%(1,729百万円)や国庫支出金9.0%(1,616百万円)、繰入金56.7%(1,329百万円)の減等があり、対前年度比3.6%(2,997百万円)の減となった。

これにより実質収支は1,151,815千円となった。

経常収支比率について、歳出の経常経費充当一般財源(分子)が職員数の平均年齢の引き下げ等による人件費の減(228百万円)等があったものの、公債費の増(214百万円)により全体で161百万円の増となった一方、歳入の経常一般財源等(分母)については、地方税の増(645百万円)や地方消費税交付金の増(160百万円)があったものの、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(354百万円)の減による地方特例交付金の減のほか、臨時財政対策債の減(1,729百万円)により、全体で1,283百万円の減となり、経常収支比率は前年度から2.8ポイント悪化した。

公債費負担は減少傾向であるものの、近年の積極的な投資的事業の実施等により、起債償還額の水準の高止まりが続いている。また、公共施設の長寿命化関連経費の漸増が想定されるため、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。

基金については、令和3年度決算剰余金処分に伴う財政調整基金及び減債基金の積立や、がいなよなご応援基金の積立等により、合計で1,683百万円の増となった。

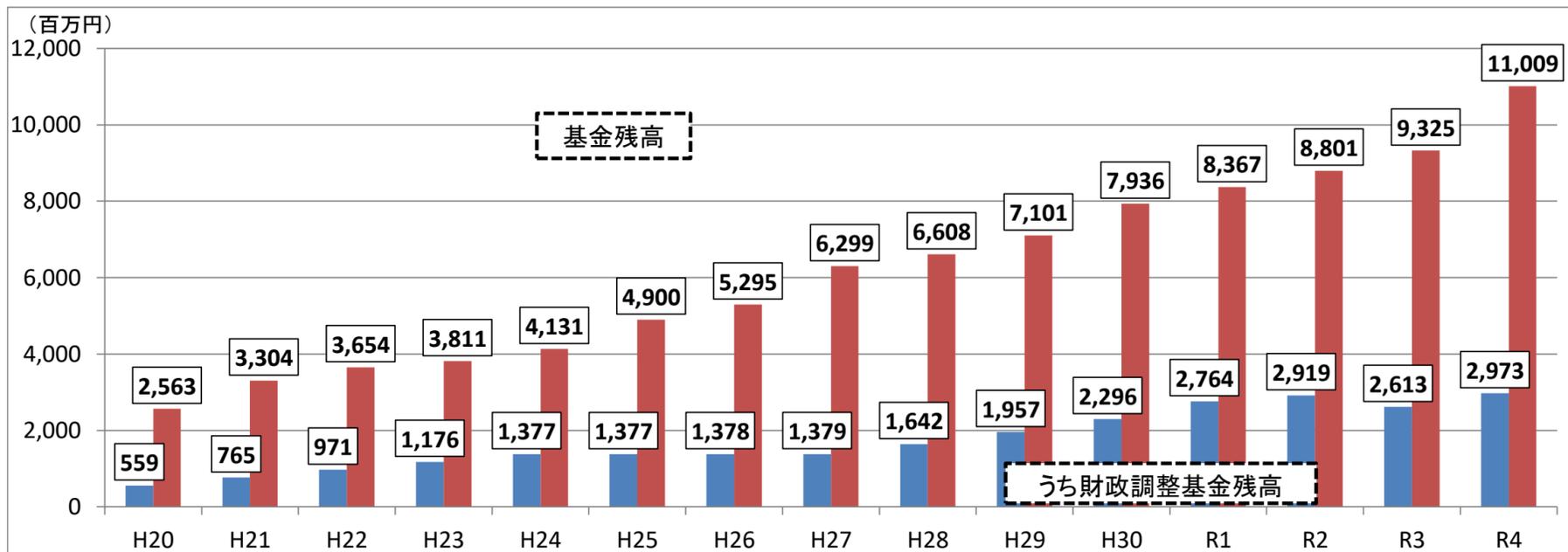
【H20～R4の決算額の推移】

(単位:百万円)

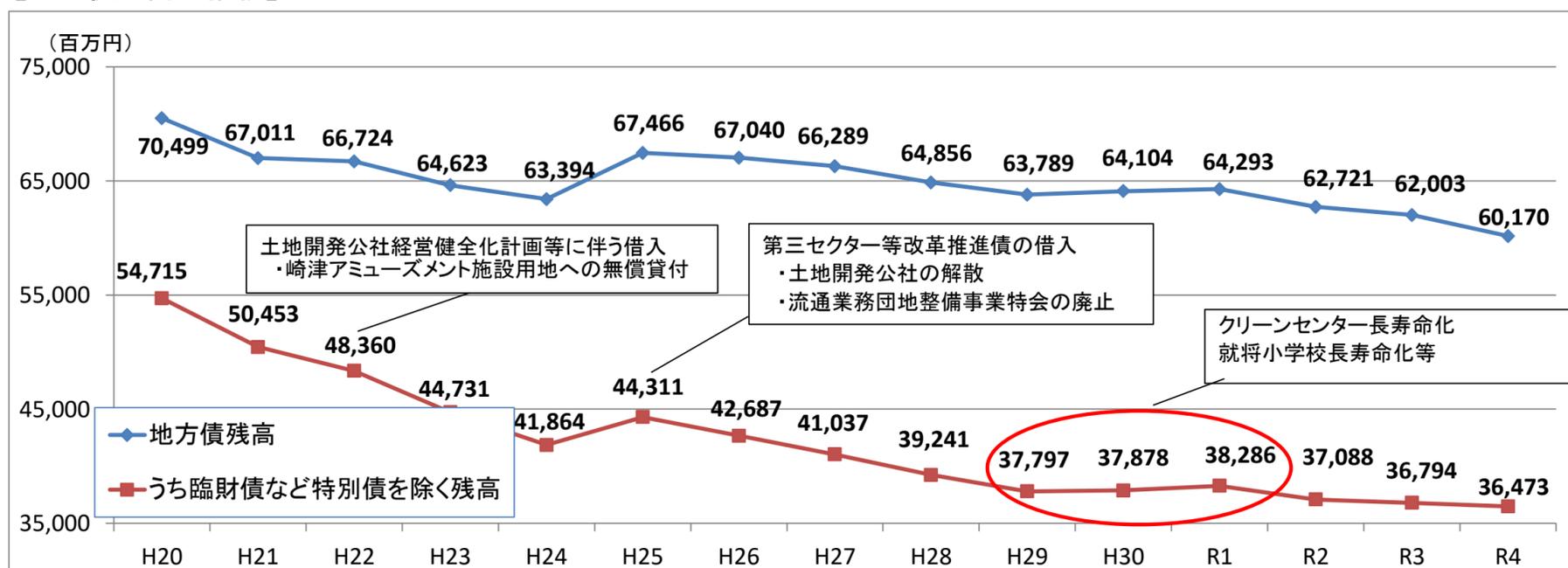
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
歳入	市 税	19,310	18,455	18,331	18,214	17,977	18,295	18,619	18,308	18,665	18,735	18,810	19,048	18,566	18,559	19,206
	各種譲与税・交付金	2,562	2,488	2,397	2,328	2,187	2,271	2,542	3,706	3,336	3,576	3,634	3,658	4,171	5,066	4,757
	地 方 交 付 税	8,789	9,205	9,804	9,634	10,119	9,942	9,957	9,518	9,427	9,476	8,838	9,234	8,991	10,658	10,849
	国・県支出金	9,766	10,180	13,067	12,166	12,427	13,554	13,614	15,098	15,439	15,697	15,797	16,930	34,215	23,530	22,255
	市 債	2,974	3,405	6,708	5,323	5,590	10,597	6,193	5,187	4,476	4,810	6,025	5,999	3,820	5,493	3,980
	使用料・手数料	1,611	1,573	1,550	1,541	1,536	1,625	1,470	1,465	1,453	1,446	1,425	1,345	1,244	1,241	1,219
	分担金・負担金	709	729	757	841	810	843	851	795	972	940	955	704	518	527	504
	財 産 収 入	310	168	265	135	152	209	555	331	277	291	414	503	294	268	470
	諸 収 入	6,224	4,433	5,409	5,649	5,952	5,732	6,548	7,039	7,703	7,623	7,517	7,157	13,001	12,366	11,646
	繰越金・繰入金等	186	2,597	526	1,461	1,072	1,583	2,238	3,902	1,869	2,484	3,886	4,291	3,527	4,993	4,818
	合 計 A	52,441	53,233	58,814	58,814	57,292	64,651	62,587	65,349	63,617	65,078	67,301	68,869	88,347	82,701	79,704
歳出	人 件 費	7,316	7,149	7,518	6,996	7,143	6,804	6,969	7,382	7,267	7,292	7,517	7,049	7,812	8,070	7,929
	うち職員給	4,764	4,620	4,490	4,357	4,273	4,099	4,353	4,547	4,613	4,593	4,568	4,536	4,592	4,627	4,531
	扶 助 費	9,070	9,614	11,764	12,464	12,832	12,993	13,885	14,736	15,972	15,774	16,138	17,058	17,694	21,202	19,186
	公 債 費	8,144	8,105	8,089	8,465	7,753	7,376	7,388	6,634	6,509	6,363	6,105	6,157	5,703	6,468	6,032
	投 資 的 経 費	2,371	2,675	6,992	4,836	4,761	6,615	6,303	5,837	4,092	6,003	7,099	7,940	4,609	7,673	7,582
	物 件 費	5,806	5,961	6,013	6,458	6,242	6,199	6,502	6,740	6,449	6,455	6,827	7,240	7,818	8,136	8,371
	補 助 費 等	5,394	7,132	4,974	4,729	4,902	6,430	5,578	5,597	5,568	5,592	7,877	7,254	22,901	7,806	8,688
	維 持 補 修 費	340	453	540	479	444	469	478	464	554	526	515	516	615	652	723
	積 立 金	889	770	441	291	371	1,002	866	1,563	841	994	1,763	2,139	1,733	2,858	2,629
	投資及び出資金	71	242	73	67	65	63	61	52	31	25	324	309	309	352	312
	貸 付 金	3,940	3,780	4,160	4,914	5,192	5,100	6,157	6,280	7,400	6,862	6,752	6,386	12,160	11,579	10,914
	繰 出 金	6,551	6,991	7,022	6,705	7,080	10,333	7,410	9,231	7,553	7,954	5,397	5,569	5,617	5,700	5,783
	合 計 B	49,892	52,872	57,586	56,404	56,785	63,384	61,597	64,516	62,236	63,840	66,314	67,617	86,971	80,496	78,149
	差 引 A-B	2,549	361	1,228	2,410	507	1,267	990	833	1,381	1,238	987	1,252	1,376	2,205	1,555
翌年度に繰り越すべき財源	1,447	178	186	45	78	221	179	70	283	92	44	76	260	624	403	
実 質 収 支	1,102	183	1,042	2,365	429	1,046	811	763	1,098	1,146	943	1,176	1,116	1,581	1,152	

※決算状況は普通会計で示しています。

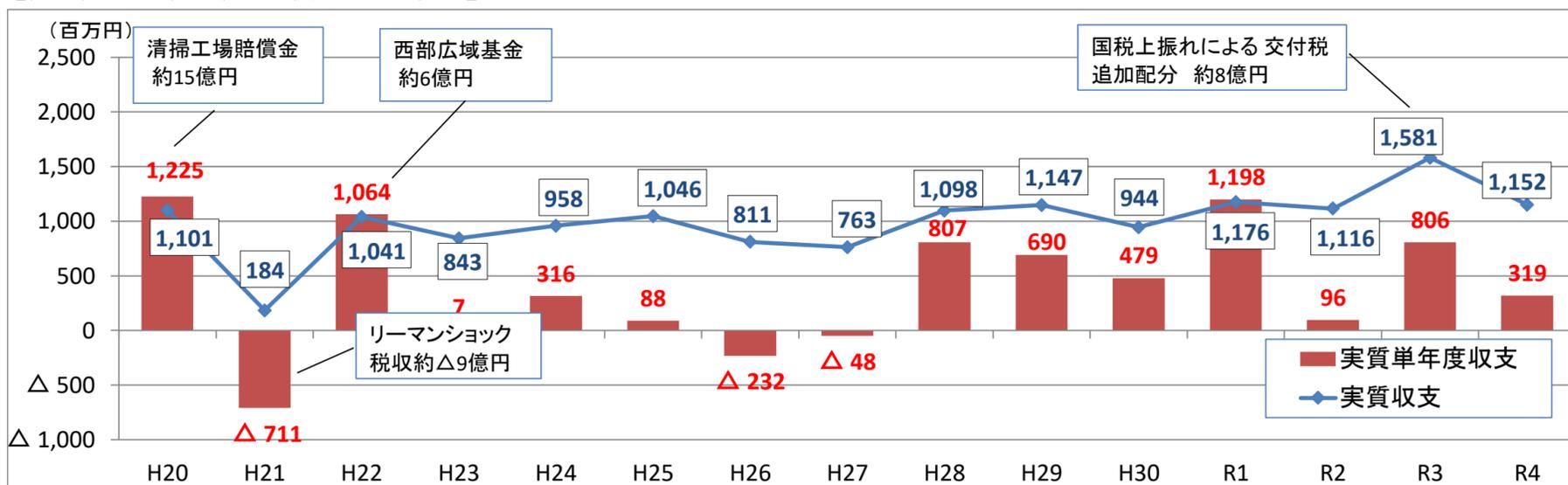
【基金残高とそのうちの財政調整基金残高の推移】



【地方債残高の推移】



【実質収支と実質単年度収支の推移】



【財政指標の推移】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	早期健全化基準 11.69 財政再生基準 20.00
連結実質赤字比率	2.34	1.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	早期健全化基準 16.69 財政再生基準 30.00
実質公債費比率	20.8	19.8	18.6	16.8	15.2	13.6	11.9	10.6	9.1	8.4	8.0	8.2	早期健全化基準 25.0 財政再生基準 35.0
将来負担比率	179.0	161.7	162.2	153.5	134.1	124.8	117.2	101.3	94.0	79.4	68.6	53.0	早期健全化基準 350.0
経常収支比率	93.3	92.8	91.0	91.9	91.3	91.1	90.7	91.0	90.7	91.0	87.1	89.9	
標準財政規模 (単位：百万円)	30,718	30,992	31,366	31,525	31,557	31,564	31,787	31,321	31,557	32,134	33,483	32,767	

鳥取県4市及び島根県2市の財政状況(令和4年度普通会計決算額) 2-1

(単位:千円)

区 分	米子市	鳥取市	倉吉市	境港市	松江市	出雲市	備 考
歳入総額 A	79,703,899	115,319,398	32,257,636	20,333,414	115,101,694	88,646,252	
歳出総額 B	78,149,140	112,370,924	31,093,008	19,665,830	111,693,641	85,922,704	
歳入歳出差引額(A-B)C	1,554,759	2,948,474	1,164,628	667,584	3,408,053	2,723,548	
翌年度に繰り越すべき財源D	402,944	260,485	274,367	147,075	583,193	1,201,522	
実質収支(C-D)E	1,151,815	2,687,989	890,261	520,509	2,824,860	1,522,026	
基準財政需要額 F	27,413,989	43,815,622	12,853,411	7,162,015	46,304,387	39,412,463	
基準財政収入額 G	17,769,603	22,417,902	5,591,115	3,880,953	26,387,030	22,225,363	
標準財政規模 H	32,766,525	51,312,015	14,504,916	8,297,418	55,218,028	45,858,849	標準税収入+普通交付税
実質収支比率(E/H)	3.5%	5.2%	6.1%	6.3%	5.1%	3.3%	実質収支÷標準財政規模
実質公債費比率	8.2%	9.2%	8.1%	10.1%	9.6%	12.5%	実質の地方債元利償還金÷標準財政規模
財政力指数(G/F)	0.66	0.51	0.43	0.55	0.57	0.56	基準財政収入額÷基準財政需要額
経常収支比率	89.9%	88.2%	89.7%	91.2%	92.8%	82.9%	経常経費充当一般財源÷経常一般財源
地方債現在高	60,169,686	115,229,455	27,397,435	11,813,350	102,144,748	94,808,401	
積立金現在高	11,008,786	10,823,242	5,774,275	4,093,546	13,430,884	10,973,819	

鳥取県4市及び島根県2市の財政状況(令和4年度普通会計決算額) 2-2

(単位:千円)

区 分		米 子 市		鳥 取 市		倉 吉 市		境 港 市		松 江 市		出 雲 市	
歳入の内訳	地 方 税	19,205,934	24.2	24,069,355	20.9	5,810,813	18.0	4,053,203	19.9	28,879,051	25.1	24,113,872	27.2
	地 方 交 付 税	10,848,938	13.6	23,987,287	20.8	8,332,517	25.8	3,847,320	18.9	22,446,482	19.5	19,799,410	22.3
	うち普通交付税	9,593,973	12.0	21,497,713	18.6	7,259,851	22.5	3,281,062	16.1	19,917,357	17.3	17,172,900	19.4
	国 県 支 出 金	16,299,802	20.5	20,858,128	18.1	5,614,665	17.4	4,462,089	21.9	25,152,197	21.9	16,393,323	18.5
	地 方 債	3,980,228	5.0	8,365,720	7.3	1,487,256	4.6	662,516	3.3	10,687,900	9.3	4,628,000	5.2
	そ の 他	29,368,997	36.7	38,038,908	33.0	11,012,385	34.2	7,308,286	36.0	27,936,064	24.2	23,711,647	26.8
歳入総額		79,703,899	100.0	115,319,398	100.0	32,257,636	100.0	20,333,414	100.0	115,101,694	100.0	88,646,252	100.0
歳出の内訳	人 件 費	7,928,982	10.1	12,899,386	11.5	3,828,284	12.3	2,555,548	13.0	17,288,249	15.5	12,231,855	14.2
	物 件 費	8,371,196	10.7	16,237,894	14.4	3,593,692	11.6	2,499,574	12.7	15,407,170	13.8	12,617,028	14.7
	補 助 費 等	8,687,846	11.1	16,487,289	14.7	4,143,602	13.3	1,778,019	9.0	13,851,543	12.4	10,912,100	12.7
	公 債 費	6,032,233	7.8	9,739,454	8.7	2,880,781	9.3	1,270,729	6.5	11,581,756	10.4	9,656,980	11.2
	普通建設事業	7,588,660	9.7	8,535,608	7.6	2,429,225	7.8	2,696,681	13.7	13,364,055	11.9	9,220,301	10.7
	繰 出 金	5,783,332	7.4	7,102,869	6.3	2,175,084	7.0	1,996,978	10.2	7,759,532	6.9	6,866,867	8.0
	そ の 他	33,756,891	43.2	41,368,424	36.8	12,042,340	38.7	6,868,301	34.9	32,441,336	29.1	24,417,573	28.5
歳出総額		78,149,140	100.0	112,370,924	100.0	31,093,008	100.0	19,665,830	100.0	111,693,641	100.0	85,922,704	100.0

特別職の職員の給与に関する法律（抜粋）

発令　　：昭和24年12月12日法律第252号

最終改正：令和4年11月18日号外法律第82号

改正内容：令和4年11月18日号外法律第82号[令和5年4月1日]

（内閣総理大臣等の給与）

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当（国会議員から任命されたものにあつては俸給、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当）とする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項、次項及び第 4 項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項、次項及び第 4 項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- （2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この項、次項及び第 8 項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- （3） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第 4 項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第 4 号において「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- （2） 前項第 2 号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 4 キロメートル未満である職員 1,600 円

イ 使用距離が片道 4 キロメートル以上 6 キロメートル未満である職員 2,700 円

ウ 使用距離が片道 6 キロメートル以上 8 キロメートル未満である職員 3,800 円

エ 使用距離が片道 8 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,900 円

オ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 12 キロメートル未満である職員 6,000 円

カ 使用距離が片道 12 キロメートル以上 14 キロメートル未満である職員 7,100 円

キ 使用距離が片道 14 キロメートル以上 16 キロメートル未満である職員 8,200 円

ク 使用距離が片道 16 キロメートル以上 18 キロメートル未満である職員 9,300 円

ケ 使用距離が片道 18 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,400 円

コ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,300 円

サ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,000 円

シ	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	17,700 円
ス	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	20,400 円
セ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	23,100 円
ソ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	25,800 円
タ	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,500 円
チ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	31,200 円
ツ	使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である職員	33,900 円
テ	使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員	36,600 円
ト	使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員	39,300 円
ナ	使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である職員	42,000 円
ニ	使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満である職員	44,700 円
ヌ	使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員	47,400 円
ネ	使用距離が片道 90 キロメートル以上である職員	50,100 円

(3) 前項第 2 号に掲げる職員のうち、通勤のため四輪の自動車を使用し、及び駐車場（職員の経済的負担を考慮して規則で定めるものに限る。）の利用に係る料金を負担することを常例とするもの

前号に定める額に 1 月当たりの当該料金の額に相当する額（規則で定めるところにより算定した額とし、当該額が 1,000 円を超えるときは、1,000 円とする。）を加えた額

(4) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第 1 号及び第 2 号に定める額（1 か月当たりの運賃等相当額及び第 2 号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は第 2 号に定める額

3 第 1 項第 3 号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、駐車場（規則で定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第 4 号に定める額のほか、規則で定めるところにより、当該駐車場の 1 か月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が 3,000 円を超えるときは、3,000 円）を通勤手当として支給する。

4 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前 2 項の規定による額のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号において同じ。）を負担することを常例とする職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 3 分の 2 に相当する額

(2) 通勤（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。）のため高速自動車国道その他の交通機関等（特別急行列車を除く。以下この号及び次項において「高速自動車国道等」という。）で、その利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものである

と認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び同項において「高速自動車国道等特別料金等」という。）を負担することを常例とする職員（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった当該職員で規則で定めるものに限る。）支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の高速自動車国道等を利用するものとして当該高速自動車国道等特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の高速度自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(3) 前2号に掲げる職員のいずれにも該当する職員 前2号に定める額の合計額

5 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。